

多能工型研究支援人材育成コンソーシアム設置要項

制定 平成30年11月20日

改正 平成30年12月17日

改正 令和2年4月1日

改正 令和3年4月1日

目次

第1章 総則（第1条～第4条）

第2章 会員（第5条～第9条）

第3章 運営協議会（第10条～第17条）

第4章 研究支援人材等評価委員会（第18条～第21条）

第5章 その他（第22条～第24条）

附則

第1章 総則

（名称）

第1条 本コンソーシアムは、多能工型研究支援人材育成コンソーシアム（以下「コンソーシアム」という。）と称する。

（事務局）

第2条 コンソーシアムは、事務局を国立大学法人群馬大学に置く。

（目的）

第3条 コンソーシアムは、大学、高等専門学校、大学共同利用機関、独立行政法人、地方独立行政法人、特殊法人その他公的な研究機関（以下「大学等」という。）において研究活動を支援する者、セクターを問わず産学官連携活動に従事する者（以下「研究支援人材等」という。）の育成を通して、大学等における研究活動の活性化及び豊かで個性と活力に富んだ社会の構築に寄与することを目的とする。

（事業）

第4条 コンソーシアムは、次の事業を行う。

（1）第5条に定める各種会員に対する研究支援人材等の育成のための教育プログラムの企画及び実施

- (2) 啓発・普及活動
- (3) その他コンソーシアムの目的を達成するために必要な事業

第2章 会員

(会員)

第5条 コンソーシアムの会員は、団体会員、個人会員及び賛助会員とする。

- 2 団体会員は、コンソーシアムが実施する教育プログラム等への研究支援人材等の参加を目的とする団体とする。
- 3 個人会員は、コンソーシアムが実施する教育プログラム等への参加を目的とする個人とする。
- 4 賛助会員は、コンソーシアムの目的に賛同し、これを賛助するために入会した個人又は団体とする。

(入会)

第6条 会員として入会しようとする者は、別に定める入会申込書により、第10条に定める運営協議会に申し込むものとする。

- 2 運営協議会は、前項の申し込みがあったときは、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 運営協議会は、第1項の入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって当該団体もしくは個人にその旨を通知しなければならない。

(会費)

第7条 会員は、別に定める会費又は受講料（以下「会費等」という。）を指定先に納入しなければならない。また、一旦納入された会費等はいかなる理由があっても返還しない。

(会員の資格の喪失)

第8条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会届を提出したとき。
- (2) 本人が死亡し、若しくは失そう宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して1年以上会費等を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第9条 会員は、運営協議会に対して、退会届を書面により提出することにより、任意に退会することができる。

第3章 運営協議会

(運営協議会の設置)

第10条 第4条に定める事業を行うことを目的に、運営協議会を設置する。

(運営協議会の構成)

第11条 運営協議会は以下の委員をもって構成する。

- (1) 主査
- (2) 副主査
- (3) その他主査が必要と認めた者

(運営協議会主査及び副主査の選任)

第12条 運営協議会主査及び副主査は、当面の間、文部科学省「科学技術人材育成のコンソーシアムの構築事業 地域特性を活用した『多能工型』研究支援人材養成拠点」の事業実施大学である群馬大学、宇都宮大学及び茨城大学（以下「3大学」という。）の担当理事若しくは担当副学長をもってあてるものとする。

(職務)

第13条 運営協議会主査は、コンソーシアムを代表し、その業務を総理する。

- 2 副主査は、主査とともにコンソーシアムの業務を総理し、主査に事故があるとき又は主査が欠けたときは、その職務を代行する。
- 3 運営協議会委員は、運営協議会を構成し、この設置要項及び運営協議会の議決に基づき、コンソーシアムの業務を執行する。

(運営協議会の議決等要件)

第14条 運営協議会は、委員の過半数の出席により成立する。

- 2 運営協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、主査の決するところによる。

(委員の任期)

第15条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

(運営協議会の業務)

第16条 運営協議会は、次の事項を議決しコンソーシアムの事業を実施する。

- (1) 事業計画及び収支予算並びにその変更
- (2) 事業報告及び決算
- (3) 第22条に定める総会への報告事項
- (4) 会費及びコンソーシアムが実施する教育プログラムの受講料の額
- (5) 研究支援人材等評価委員会の業務に関すること
- (6) その他運営協議会主査が必要と認めたもの

(除名)

第17条 会員が次の各号の一に該当する場合には、運営協議会の議決により、これを除名することができる。

- (1) この設置要項に違反したとき。
- (2) コンソーシアムの名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

第4章 研究支援人材等評価委員会

(研究支援人材等評価委員会の設置)

第18条 運営協議会の下に、教育プログラムを適切に実施するため、研究支援人材等評価委員会（以下「評価委員会」という。）を設置する。

(評価委員会の構成)

第19条 評価委員会は以下の委員をもって構成する。

- (1) 副主査のうち主査が指名する者
 - (2) 3大学から選出された教職員
 - (3) その他委員長が必要と認めた者
- 2 評価委員会に委員長を置き、前項委員のうち主査が指名する委員をもってあてる。
- 3 委員長は必要に応じて、第21条(2)、(3)の業務について、委員長が指名する者をもってワーキンググループを設置することができる。

(職務)

第20条 評価委員会委員長は、評価委員会を招集する。

- 2 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代行する。
- 3 委員長が必要と認めたときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を

聴くことができる。

(評価委員会の業務)

第21条 評価委員会は、次の事項を審議し、運営協議会の承認を得る。

- (1) 教育プログラムへ参加する研究支援人材等の評価
- (2) 教育プログラムの企画・実施
- (3) 教育プログラムの評価・改善

第5章 その他

(総会)

第22条 コンソーシアムは、参加会員に対して、前年度の事業報告及び決算、当該年度の事業計画及び収支予算等を報告することを目的に、総会を開催する。

2 総会は、毎年1回、毎事業年度の終了後に開催する。

(事業年度)

第23条 コンソーシアムの事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(補則)

第24条 この設置要項に定めるもののほか、コンソーシアムの運営に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この設置要項は、平成30年11月20日から施行する。
- 2 研究支援人材育成コンソーシアム運営協議会規則（平成26年11月8日制定）は、平成31年3月31日をもって廃止する。

附 則

この設置要項は、平成30年12月17日から施行する。

附 則

この設置要項は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この設置要項は、令和3年4月1日から施行する。